

基準編における景観誘導の考え方

・埼玉県景観計画・条例を継承することを基本として、次の視点に基づき、基準編を立案する。

1. 現況および今後の動向等を想定した届出対象行為の設定

- ・埼玉県景観計画に定める届出対象行為を継承し、大規模な建築物・工作物など、景観に与える影響の大きなものを対象とし、適切な誘導を図る
- ・今後の動向が懸念される行為(太陽光パネル、産業廃棄物ヤード等)をチェック・誘導することで、将来的なまちの変化に対しても良好な景観を維持する

2. 地域特性に応じた行田らしさを伸長する景観形成基準の設定

- ・埼玉県景観計画に定める景観形成基準を継承し、行田市固有の景観形成を進めるための基準を追加する
- ・全市で共通する基準に加え、景観構造や土地利用に応じたきめ細かな誘導の基準を設けることで、全市的な景観水準を底上げするとともに、地域の特性に即した景観形成を推進する

3. 事前協議、景観アドバイザーを活用したメリハリある届出制度の構築

- ・県の事前指導制度を引き継ぎ、事前協議制度を新設する
- ・特に大規模なもの、景観形成上の重要な施設・事業等において、景観アドバイザーを導入し、対話型でより良いものを創出する
- ・景観協議の事後評価、協議成果のストックの仕組みをつくる(事前協議を行ったものは完了届の提出、現場チェックを義務づけ等)

4. 屋外広告物による景観誘導

- ・屋外広告物は、景観を構成する重要な要素として位置づけ、景観の配慮事項を示すとともに事前協議により、景観の観点でも協議・誘導を図る

5. 公共施設による景観誘導

- ・公共事業(公共施設、公園、道路・河川水路等)は、景観を先導する役割として、計画地及びその周辺の歴史性、空間特性等を踏まえ、その場所ならではの個別解を導くと共に、利用者像や利用方法と空間の設え等をイメージした質の高い公共空間を発注者、設計者の創意工夫や協議により創出し、利用者である市民等の愛着を高め、民間による景観整備をより良い方向へと誘導する